

会計事務に関する専決区分について（例規通達）

会計事務に関する専決区分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の改正に伴う出納長制度の廃止による一般職の会計管理者制度の導入等の富山県事務決裁規程との斉一化及び審査機能の強化を図るため、支出負担行為及び支出命令等に関する専決区分、財産管理に関する専決区分を別表のとおり定め、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとしたから、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「会計事務に関する専決区分について」（平成 12 年 3 月 27 日付け富会第 165 号）は、廃止する。

別表

県費会計事務に関する専決区分

1 支出負担行為及び支出命令等に関すること

区 分		知 事 の 権 限 に 属 す る 事 務						会 計 管 理 者 の 権 限 に 属 す る 事 務				備 考
		知 事	副 知 事	警 務 部 長 (本 部 長) ※ 2	会 計 課 長	警 察 署 長	財 政 課 長 (回 議)	会 計 管 理 者	出 納 局 長	出 納 課 長	出 納 室 長	
報 酬	支出負担行為				金額にかかわらず	金額にかかわらず						
	支出命令 支出決議				金額にかかわらず	金額にかかわらず			金額にかかわらず	金額にかかわらず		
給 料	支出負担行為				※金額にかかわらず							※専決者の会計課長を警務課長と読み替える。
	支出命令 支出決議				※金額にかかわらず				金額にかかわらず			
職 員 手 当 等	支出負担行為				※金額にかかわらず	※金額にかかわらず						※専決者の会計課長を会計課長又は警務課長と読み替える。
	支出命令 支出決議				※金額にかかわらず	※金額にかかわらず			金額にかかわらず	金額にかかわらず		
共 済 費	支出負担行為				※金額にかかわらず	※金額にかかわらず						※専決者の会計課長を会計課長又は警務課長と読み替える。
	支出命令 支出決議				※金額にかかわらず	※金額にかかわらず			金額にかかわらず	金額にかかわらず		
災 害 補 償 費	支出負担行為				金額にかかわらず							
	支出命令 支出決議				金額にかかわらず				金額にかかわらず			
恩 給 及 び 退 職 年 金	支出負担行為				※金額にかかわらず							※専決者の会計課長を県・人事課長と読み替える。
	支出命令 支出決議				※金額にかかわらず				金額にかかわらず			
報 償 費	支出負担行為			100万円以上	100万円未満	※※50万円未満	※100万円以上					※予算等で単価が既に定まっている研修会、講習会等の講師、附属機関の委員の報償費を除く。 ※※予算等で単価が既に定まっている研修会、講習会等の講師、附属機関の委員の報償費は金額にかかわらず。
	支出命令 支出決議				金額にかかわらず	※※50万円未満			100万円以上	100万円未満	50万円未満	
旅 費	支出負担行為				金額にかかわらず	金額にかかわらず						
	支出命令 支出決議				金額にかかわらず	金額にかかわらず			金額にかかわらず	金額にかかわらず		
交 際 費	支出負担行為			金額にかかわらず								
	支出命令 支出決議				金額にかかわらず			金額にかかわらず				
需 用 費	支出負担行為				金額にかかわらず	※金額にかかわらず						※建物修繕料は1件100万円未満とする。
	支出命令 支出決議				金額にかかわらず	※金額にかかわらず			金額にかかわらず	※金額にかかわらず		
諸 費	支出負担行為			20万円を超えるもの	※20万円以下	※15万円以下						※留置人食料費は金額にかかわらず。
	支出命令 支出決議				金額にかかわらず	15万円以下			20万円を超えるもの	20万円以下	15万円以下	

区 分		知 事 の 権 限 に 属 す る 事 務						会 計 管 理 者 の 権 限 に 属 す る 事 務				備 考		
		知 事	副 知 事	警 務 部 長 (本 部 長) ※ 2	会 計 課 長	警 察 署 長	財 政 課 長 (回 議)	会 計 管 理 者	出 納 局 長	出 納 課 長	出 納 室 長			
役 務 費	支出負担行為				金額にかかわらず	金額にかかわらず	※◎						※広告料(1件50万円以上のもの)並びに火災保険、自動車賠償責任保険及び1件10万円未満の傷害保険以外の新規加入の保険料は回議を要する。 ◎長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に係るものは回議を要する。	
	支出命令 支出決議				金額にかかわらず	金額にかかわらず				金額にかかわらず	金額にかかわらず			
委 託 料	庁舎の維持 管理に係るもの	支出負担行為	☆		2,000万円以上	2,000万円未満	金額にかかわらず	※500万円以上	☆	2,000万円以上	500万円以上 2,000万円未満		☆重要な新規事業に係る調査、設計等の委託及び重要な国有施設の管理の委託(新たに委託するもの又は委託を継続するに当たって重要な変更があるものに限る。)にあっては、金額にかかわらず。 ※長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に係るものについては、金額にかかわらず。	
		支出命令 支出決議				金額にかかわらず	金額にかかわらず		☆	2,000万円以上	2,000万円未満	金額にかかわらず		
	機械器具等 の保守管理 に係るもの	支出負担行為			2,000万円以上	2,000万円未満	金額にかかわらず	※500万円以上			2,000万円以上	500万円以上 2,000万円未満		
		支出命令 支出決議				金額にかかわらず	金額にかかわらず				2,000万円以上	2,000万円未満		金額にかかわらず
	そ の 他	支出負担行為	☆		2,000万円以上	2,000万円未満	200万円未満	※500万円以上	☆	2,000万円以上	500万円以上 2,000万円未満			
		支出命令 支出決議				金額にかかわらず	200万円未満		☆	2,000万円以上	2,000万円未満	200万円未満		
使用料及び賃借料	支出負担行為				金額にかかわらず	金額にかかわらず	※						※長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に係るものについては、回議を要する。	
	支出命令 支出決議				金額にかかわらず	金額にかかわらず					金額にかかわらず	金額にかかわらず		
工 事 請 負 費	支出負担行為			3億円以上 5億円未満 [5,000万円以上 2億円未満]	3億円未満 [5,000万円未満]	1億円未満 [1,000万円未満]	※5,000万円以上	※5億円以上 [2億円以上]		※3億円以上 5億円未満 [5,000万円以上 2億円未満]			[]内は建築等営繕工事に係るもの。	
	支出命令 支出決議				金額にかかわらず	1億円未満 [1,000万円未満]		5億円以上 [2億円以上]		※3億円以上 5億円未満 [5,000万円以上 2億円未満]	3億円未満 [5,000万円未満]	1億円未満 [1,000万円未満]	※工事箇所の決定及び変更について回議済のものは、回議を省略することができる。	
公 有 財 産 購 入 費	支出負担行為	☆1億円以上		※5,000万円以上 1億円未満 [1,000万円以上]	5,000万円未満			500万円以上	☆1億円以上	5,000万円以上 1億円未満 [5,000万円以上]			☆議会の議決を要するものについては、金額にかかわらず。 ※専決者の警務部長を警務部長及び経営管理部長に、会計課長を会計課長及び管財課長と読み替える。 []内は債務負担行為に基づくものに限る。	
	支出命令 支出決議				金額にかかわらず				1億円以上	5,000万円以上 1億円未満 [5,000万円以上]	5,000万円未満			
備 品 購 入 費	支出負担行為		4,000万円以上 [1,000万円以上]	2,000万円以上 4,000万円未満 [500万円以上 1,000万円未満]	2,000万円未満 [500万円未満]	※200万円未満		500万円以上	4,000万円以上 [1,000万円以上]	2,000万円以上 4,000万円未満 [500万円以上 1,000万円未満]			[]は随意契約	
	支出命令 支出決議				金額にかかわらず	※200万円未満			4,000万円以上 [1,000万円以上]	2,000万円以上 4,000万円未満 [500万円以上 1,000万円未満]	2,000万円未満 [500万円未満]	※500万円未満	※自動車、美術品及び50万円以上の事務用備品を除く。	

区 分			知 事 の 権 限 に 属 す る 事 務						会 計 管 理 者 の 権 限 に 属 す る 事 務				備 考
			知 事	副 知 事	警 務 部 長 (本 部 長) ※ 2	会 計 課 長	警 察 署 長	財 政 課 長 (回 議)	会 計 管 理 者	出 納 局 長	出 納 課 長	出 納 室 長	
負 担 金 ・ 補 助 及 び 交 付 金	国庫補助事業	支出負担行為	☆5億円以上	2億円以上 5億円未満	1億円以上 2億円未満 〔1億円以上〕 (2億円以上)	1億円未満	500万円未満	※500万円以上	☆2億円以上	1億円以上 2億円未満 〔1億円以上〕 (2億円以上)			<p>☆特に重要な事業に係るもので裁量権の高いものは金額にかかわらず。 〔 〕内は債務負担行為に基づく元金利償還補助金及び利子補給金に係るものに限る。 <>は、債権者が複数ある場合、債権者ごとの支出金額のいずれもが知事決裁又は副知事専決を受けなければならない額未満並びに債権者、支出金額及び内容が予算編成時と同一であるものに限る。 ※県が構成員となっている団体に対する負担金、国庫支出金の交付申請が回議済みのもの、国庫委託金に係る市町村交付金及び法律又は条例で支出を義務づけられているものにあつては、回議を省略することができる。 ※債権者が複数ある場合、債権者ごとの支出金額のいずれもが100万円未満のもの、県が構成員となっている団体に対する負担金、市町村又は関係団体に対するもので財政課長が別に定めるもの、国から交付を受けた補助金又は交付金のみを基金に属する財産とする基金を財源に充てる事業に係るもの及び法律又は条例で支出を義務づけられているものにあつては、回議を省略することができる。</p>
		支出命令 支出決議				金額にかかわらず	500万円未満		☆2億円以上	1億円以上 2億円未満 〔1億円以上〕	1億円未満	500万円未満	
	県単独事業	支出負担行為	☆2億円以上	1億円以上 2億円未満	5,000万円以上 1億円未満 〔5,000万円以上〕 (1億円以上)	5,000万円未満	500万円未満	※※100万円以上	☆1億円以上	5,000万円以上 1億円未満 〔5,000万円以上〕 (1億円以上)			
		支出命令 支出決議				金額にかかわらず	500万円未満		☆1億円以上	5,000万円以上 1億円未満 〔5,000万円以上〕	5,000万円未満	500万円未満	
補償及び補填金	支出負担行為		1億円以上		5,000万円以上 1億円未満	5,000万円未満		500万円以上	1億円以上	5,000万円以上 1億円未満			
	支出命令 支出決議					金額にかかわらず			1億円以上	5,000万円以上 1億円未満	5,000万円未満		
賠 償 金	支出負担行為		※100万円以上		100万円未満			金額にかかわらず	※100万円以上	100万円未満			※特に重要なものは金額にかかわらず。
	支出命令 支出決議					金額にかかわらず			※100万円以上	100万円未満			
償還金及び利子	支出負担行為				1,000万円以上	1,000万円未満	200万円未満	※金額にかかわらず					※50万円以下の収入証紙過納還付金を除く。
	支出命令 支出決議					金額にかかわらず	200万円未満			1,000万円以上	1,000万円未満	200万円未満	
投資及び出資金	支出負担行為				金額にかかわらず			金額にかかわらず	金額にかかわらず				
	支出命令 支出決議					金額にかかわらず			金額にかかわらず				
公 課 費	支出負担行為					金額にかかわらず	1,000万円未満	100万円以上					
	支出命令 支出決議					金額にかかわらず	1,000万円未満				金額にかかわらず	1,000万円未満	

注：1 知事の決裁又は副知事専決を必要とするものは、すべて本部長の決裁を受けなければならない。

また、経営管理部長に回議しなければならない。

2 重要又は異例に属すると認められるものは、本部長の決裁を受けなければならない。

3 軽易な変更(※1)については、知事決裁に係るものは本部長専決となり、警務部長専決に係るものは会計課長専決となる。これに伴って会計管理者の権限に属する事務も、それぞれ下位の権限となる。

※1 軽易な変更は、当初の負担行為額と変更後の負担行為額の差が次に掲げる(1)又は(2)に該当しているものをいう。

(1) 1割未満の変更 (2) 5,000万円未満の変更

ただし、上位者による決裁後は、決裁された負担行為額と変更後の負担行為額との差が上記(1)又は(2)に該当しているものをいう。

減額による変更は、軽易な変更とする。

4 警察署長の専決に係るものは財政課長への回議を省略することができる(購入備品費を除く。)

5 本部長、警務部長、会計課長及び警察署長のそれぞれの専決に係る事項の支出負担行為の変更によりそれぞれ上位の専決となるもののうち、「委託料」、「工事請負費」及び「負担金、補助金及び交付金」に係る軽易な変更については、従来どおりの専決となる。

6 常用の経費で知事が特に必要があると認めるもの(資金前渡に係るものに限る。)については、財政課長への回議を省略することができる。

2 財産管理に関すること

事項		区分	警察本部			警察署	知事部局			備考
			知事	警務部長 (本部長)注2	会計課長	署長	知事	経営管理部長	管財課長	
公有財産の取得			1億円以上	5,000万円以上 1億円未満	5,000万円未満		1億円以上	5,000万円以上 1億円未満	5,000万円未満	
公有財産の交換及び処分			1億円以上	5,000万円以上 1億円未満	5,000万円未満		1億円以上	5,000万円以上 1億円未満	5,000万円未満	
公有財産の用途廃止等					○				○	
行政財産使用許可	1月未満の使用許可				○	○				
	1年未満の同一内容更新の使用許可				○	○				
	電柱等に係る電気通信事業者、電気事業者に対するもの及び自動販売機に係る使用許可				○	○				
	上記以外のもの	更新	同一内容更新			○			○	金額の改定は、更新とみなす。
		新規	6月超の使用許可		○			○		
6月以下の使用許可					○			○		
電柱、水道管、ガス管、公衆電話、照明灯その他これらに類する工作物等の設置に係る使用許可					○			○		
普通財産の貸付	更新	3年以上5年以下の同一内容更新		面積1,000㎡以上又は概算評価額1億円以上	面積1,000㎡未満又は概算評価額1億円未満			面積1,000㎡以上又は概算評価額1億円以上	面積1,000㎡未満又は概算評価額1億円未満	金額の改定は、更新とみなす。
		3年未満の同一内容更新			○				○	
	新規	5年超の貸付	1件500万円以上の貸付又は無償貸付若しくは減額貸付	1件500万円未満(無償貸付又は減額貸付を除く)				1件500万円以上の貸付又は無償貸付若しくは減額貸付	1件500万円未満(無償貸付又は減額貸付を除く)	
		1年以上5年以下の貸付			○			○		
		1年未満の貸付				○			○	
電柱、水道管、ガス管、公衆電話、照明灯その他これらに類する工作物等の設置に係る使用許可					○			○		

注：1 知事の決裁を必要とするものは、すべて本部長の決裁を受けなければならない。

2 重要又は異例に属すると認められるものは、本部長の決裁を受けなければならない。

3 物品管理及び物品購入等の契約に関すること

(1) 物品管理者及び契約担当者に係る決裁(専決)区分及び回議区分

区分 行為(処分)		物品管理者(取得等の決裁区分)				契約担当者(契約決裁区分)			備考
		副知事	警務部長 (本部長)注2	会計課長	警察署長	警務部長	会計課長	警察署長	
購入の場合	報償品		1件100万円以上	1件100万円未満	1件50万円未満	1件の予定価格 2,000万円以上 〔1件500万円以上〕	1件の予定価格 2,000万円未満 〔1件500万円未満〕	1件の予定価格 50万円未満	〔 〕内は随意 契約に係るもの に限る。
	需用費 (消耗品・印刷物等)			金額にかかわらず	金額にかかわらず			金額にかかわらず	
	備品	1件4,000万円以上 〔1件1,000万円以上〕	1件2,000万円以上 4,000万円未満 〔1件500万円以上 1,000万円未満〕	1件2,000万円未満 〔1件500万円未満〕	1件200万円未満 (自動車・美術品・50万 円以上の事務用備品に 係るものを除く。)			1件200万円未満 (自動車・美術品・50万 円以上の事務用備品に 係るものを除く。)	
	備品等の借入れ			金額にかかわらず	金額にかかわらず			金額にかかわらず	
	備品等の修繕			金額にかかわらず	金額にかかわらず			金額にかかわらず	

注: 1 副知事の専決を必要とするものは、すべて本部長の決裁を受けなければならない。

また、経営管理部長に回議しなければならない。

2 重要又は異例に属すると認められるものは、本部長の決裁を受けなければならない。

3 1件3,000万円以上(銘柄指定するものにあつては、1件500万円以上)の備品の購入及び借入れに関するにあつては、出納局総務会計課長に回議を要する。

(2) 物品の処分に係る決裁(専決)区分及び回議区分

区分 行為(処分)		物品管理者(取得等の決裁区分)					契約担当者(契約決裁区分)		
		知事	警務部長 (本部長)注2	会計課長	警察署長	出納局総務会計課長	警務部長	会計課長	警察署長
不用決定			金額にかかわらず	美術品及び取得価 格200万円以上の備 品を除く物品	金額にかかわらず回 議(警察署長の専決 事項を除く。)				
売払決定			金額にかかわらず			金額にかかわらず	金額にかかわらず		
棄焼却決定			金額にかかわらず						
寄附受入	1件 300万円以上	1件 300万円未満			金額にかかわらず回 議				
県有財産 の交換、 譲与、無 償貸付等 に関する 条例	交換・譲 与・減額 譲渡及び 貸付け	取得価格 1,000万円以上	取得価格 500万円以上 1,000万円未満	取得価格 500万円未満					

注: 1 知事の決裁を必要とするものは、すべて本部長の決裁を受けなければならない。

2 重要又は異例に属すると認められるものは、本部長の決裁を受けなければならない。